

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

北名古屋市議会は関係機関に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という）及び「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という）を次の趣旨により下記のとおり改正するよう求める意見書を提出いたします。

経済苦による自殺、夜逃げ等の被害が後を絶ちません。この大きな要因が貸金業者の高金利にあります。現在、利息制限法は制限金利を年15%から20%とし、この利率を超える利息は民事上無効であり超過部分の返済義務がないと規定されているにもかかわらず、出資法の上限利率を超えない限り刑事罰の対象とならないことからほとんどの貸金業者は年25%から29.2%の約定金利で貸付を行っています。よって、直ちに引き下げを求めるものです。

また、貸金業規制法第43条では、債務者が利息制限法の制限を超える利息を任意に支払いかつ貸金業者が法定の契約書面等を適切に交付した場合に限りこれを有効な利息の支払と「みなす」といういわゆる「みなし弁済」を規定しています。しかし、現実には「みなし弁済」の要件を満たした営業を行っている貸金業者は皆無に等しく、債務整理や訴訟においては利息制限法に基づいて債務額を確定し、過払金があれば債務者に返還させるのが司法の判断であります。従って約定利率が少なくとも利息制限法所定の利率であれば多重債務に陥らず、税金、社会保険料の滞納や家庭崩壊、犯罪等の問題にはならなかったと考えられる事案も多くあることから、少なくとも出資法の上限金利は利息制限法の上限金利まで引き下げるべきであります。利息制限法と出資法の上限金利というダブルスタンダードがあるゆえ常に紛争が発生しています。よって、この原因となっている貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を撤廃することを求めます。

さらに、日賦貸金業者及び電話担保金融の特例金利として、年利54.75%という高金利が存在しています。これを現行の年利29.2%から利息制限

法所定金利まで引き下げを求めます。出資法と同様、日賦貸金業者及び電話担保金融業者のみ特例を認める必要性がないからです。

記

- (1) 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げる
- (2) 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- (3) 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月27日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	扇千景	様
内閣総理大臣	小泉純一郎	様
総務大臣	竹中平蔵	様
法務大臣	杉浦正健	様
金融担当大臣	与謝野馨	様